1　石碑、祠等の敷地等の扱いについて

資料1

市名		各市の状況
1	名古屋市	本市においては、行政財産を各事業所管局が管理することとしており、各所管局において適切な財産管理に努めています。 市有地に許可等ないまま設置されている物件がある場合には、不法占拠物件として所有者、管理者の確認を進めるとともに、原則として撤去、除却、貸付・許可手続き等の要請を行っています。 設問の石碑、祠についても、この方針に従って撤去、除却に向けた要請等を行い、設置された歴史的背景や敷地取得の経緯などから撤去等が困難な場合は占有部分の敷地の売払いも含めて解消を図っています。
2	豊橋市	本市でも、市有地（普通財産）の敷地内に石碑、祠等は10箇所存在しています。この10箇所の中には、土地の取得経緯が町村合併や土地改良等により取得したものもあり、地元への売払いは難しく無償貸付していますが、除草等の管理は地元で行っています。 この中の1箇所については地元に有償貸付を実施しております。 経緯　⇒　区画整理、土地改良の換地として取得した土地であるが、先祖からこの土地（祠）は地元の土地と主張し話し合いが出来ていない等
3	岡崎市	過去には、石碑、祠等の調査を行ったことはあるが、具体的に所有権移転等の手続きは進めていない。
4	一宮市	市有地に石碑、祠等が存在する事例はあります。移転、売払い、賃貸借について、設置者等と適宜調整を図っていますが、過去からの個別の経緯等から解決に至っていないのが現状です。
5	瀬戸市	有償貸付宗教施設有り（本殿から奥社まで、狛犬、鳥居）
6	半田市	石碑や祠が存在する公有地はありますが、移転等の調整は行っていません。
7	春日井市	本市では、市有地に慰霊碑などが存在してますが、地元が管理していないため調整は行っていません。
8	豊川市	市有地に存在する宗教施設として、祠7件、鳥居4件、本殿1件、常夜燈4件、神社石碑3件、祭礼用設置基礎30件、その他3件、全体では52件、存在します。（平成22年度調査） これらの宗教施設については、適正時価での売却、貸付など、今後対策を検討する必要があるものと考えておりますが、個別に経緯等を確認したうえで検討していく必要もあり、対策が進んでいないのが現状です。
9	津島市	市有地内への設置が不自然な碑や祠の有無を完全に把握できておりません。 各市の状況を参考にして、今後の対応を検討していきたいと考えています。
10	碧南市	現在把握しているものはありません。
11	刈谷市	刈谷市にも市有地に地元が管理している神社等が存在するケースがあります。契約書も借地料の受領もないため、数年前に地元の議員を介して有償借地等の検討を行いましたが、借地料が高額となる等の理由から話はまとまりませんでした。それ以降は、特に地元との調整は行っておりません。

市名		各市の状況
12	豊田市	市名義の土地に石碑、祠等が設置されているケースは、数件存在する。 対応としては、土地取得の経緯及び石碑等の設置経緯を調査の上、個別に判断している。 多くは、本来地元の所有地である土地上に設置されており、市が土地名義のみを貸しているものであり、自治区持ち財産として、何ら契約を結ぶことなく、地元に管理を委ねている。 ただし、当該自治区に対しては、認可地縁団体化を推奨し、認可地縁団体として登録の際には、当該土地の名義を市から自治区（認可地縁団体）に変更することとしている。
13	安城市	石碑等が存在する市有地は地元財産として取扱いしています。よって、売却や貸付等を行う予定はありません。
14	西尾市	当市では、市有地に土地改良区碑や戦没者慰霊碑等が数か所存在しております。土地改良区碑については、ほとんどが土地改良区と使用貸借契約を締結しておりますが、一部管理者の存在しない旧耕地整理碑や解散した土地改良区の設置した碑等があり、対応に苦慮しております。また戦没者慰霊碑については、すべて契約行為が行われておらず、地元との調整もできていないのが現状です。
15	蒲郡市	・市有地に石碑、祠等が存在します。 ・過去に町村名義で利用していたものを合併により市に承継したものがほとんどであり、その多くについては無償で使用されています。 ・現在のところ、特に所有権移転へ向けた調整はしていない状況です。
16	犬山市	・地元への所有権移転等の調整は現在行っていない ・関係者（町内会）に維持管理を条件として使用許可している
17	常滑市	祠等が数件見受けられますが、ほとんどが区有財産です。
18	江南市	石碑等については、公園及び児童遊園に3ヶ所あります。 公園、児童遊園の整備工事時には3ヶ所とも既に設置されており、多少の移動はしましたが引き続き存置されています。 維持管理等については、地元区住民で行われていますが、売払い、貸付等の調整は行っておりません。
19	小牧市	市有地内には、区画整理事業、土地改良事業の竣工碑などの石碑が存在しているが、一部、所有者、設置経緯などが不明となっている石碑等も存在する。 これらの石碑等については、地元や関係者が判明し、何らかの具体的な話があった時点で、市が対応を行っている。
20	稲沢市	市有地に存する石碑、祠等は、存在しないので該当しません。
21	新城市	現在、本市においては、石碑、祠等の設置を目的としての無償による貸付は行っておりません。実際には、昔からの経緯があり現在においても手続きがされず設置されているケースが一部あるようですが、全てを把握できていない状況です。
22	東海市	道路、公園等、市有地に石碑・祠等は数多く存在しますが多くは市制行以前のものです。 地元への売払い、所有権移転等は考えておりません。清掃等は地元がおこなっているものもあります。

市名		各市の状況
23	大府市	祠等は存在します。1か所は公園の敷地の一部でしたが、祠の部分のみ普通財産となっています。ただ、管理者が不明であるため、貸付契約等は行っておらず、所有権移転等の検討もありません。 もう1か所は、普通財産の古墳敷地に神社がありますが、特に契約等は行っておりません。
24	知多市	市の所有する普通財産の中には、旧来からの区有地（共有総代名義や大字名義の土地）があり、これらの土地については地区との「覚書」により市名義であるが、財産権及び管理は地区となっている。 これらの土地の一部には、昔からの祠等が存在するものもあるが、撤去等に向けた地区との調整は行っていない。 行政財産については、祠等は存在していない。
25	知立市	当市では祠等,及び石碑が3箇所存在していますが、過去の経緯等を踏まえ、地元へ売払い等の調整は行えず、現状のままになっています。
26	尾張旭市	現在、当市におきましては、市有地に存する石碑、祠等について十数か所を所有しております。その取扱いについては、地元の方々にその保管、取扱いについてお任せいたしております。あくまでも現状保存（維持）でのお任せですので、地元への売り払い、貸付けなどや、所有権移転等に向けて調整を行うことはございません。
27	高浜市	市有地に石碑、祠等はありません。
28	岩倉市	本市の市有地には、石碑、祠等が存在する場合があります。 本市としましても、石碑、祠等が市有地に存在することは好ましいこととは考えておりませんが、これらの所有権移転に向けた調整は進んでいないのが現状です。 石碑、祠等は、過去からの経緯により市有地に存在していることから、取り巻く環境が変化した機会を捉えて地元へ働きかけていきたいと考えております。
29	豊明市	・公有地に石碑、祠等は存在しない
30	日進市	市有地に存する石碑、祠等はありません。
31	田原市	該当する事例はありませんが、当該施設の管理者に対し、売り払い（譲渡）所有権移転をすべきと考えます。
32	愛西市	石碑、祠等は存在し、その多くは地元管理となっている現状です。そのため、地元（地縁団体等）への払い下げが望ましいと考えますが、所有権移転などの調整は進んでいません。
33	清須市	本市においても、市有地に石碑、祠等が存在します。 存置の経緯を含め実態の把握に努めている段階であり、具体的な方針は決定していないのが現状です。
34	北名古屋市	市役所西庁舎の敷地内で、隣接する西庁舎分館前の花壇内に戦没者を慰霊する「忠魂碑」が存在しています。元々は隣の中学校の校庭にあったものが移設されましたが、このたび西庁舎分館の建替えに伴い、再度移設が必要となり同じ庁舎敷地内に設置しますが、その部分の土地の売払い、貸付等の調整は行っていません。

市名		各市の状況
35	弥富市	存在しています。 管理状況などを確認し、地縁団体を組織している自治会等へは、所有権移転の手続きを進めていきます。
36	みよし市	石碑、祠等は、存在していますが、今のところ、それらの取り扱いについて特に調整等は行っていません。
37	あま市	あま市の所有地には、石碑・祠等が存在していますがその数は未知数となっています。誰が如何なる目的を持って建立したものなのか、その背景・理由の定かでないものが数多くあると思われます。現在のところ、市内の石碑等を全て把握した上での所有権移転や貸付等については検討していませんが、下水道の面整備を進めている関係から、受益者を特定する際に大字区と土地の使用貸借契約を締結した事例があります。
38	長久手市	長久手市においては、存在しておりません。